

（仮称）国際センター駅北地区複合施設新築電気設備工事実施設計技術協力業務委託に関する
三者協定書（案）

※本資料は優先交渉権者決定後、発注者及び優先交渉権者で協議の上、内容を確定するものとする。

（仮称）国際センター駅北地区複合施設新築電気設備工事実施設計技術協力業務委託（以下「本業務」という。）に関して、仙台市（以下「発注者」という。）と株式会社藤本壮介建築設計事務所（以下「設計者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「工事施工予定者（技術協力者）」という。）とは、以下のとおり三者協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第１条 本協定は、本工事における発注者が実施した（仮称）国際センター駅北地区複合施設新築電気設備工事実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、工事施工予定者（技術協力者）の技術提案等を選定したことを確認し、技術協力に基づく実施設計を円滑に完成させる上で、必要な事項を定めることを目的とする。

（関係者間の調整、協力）

- 第２条 本業務の実施に係る発注者、設計者、工事施工予定者（技術協力者）の調整は、発注者が行う。ただし、発注者が必要と認める場合は、発注者を支援する業務を行うコンストラクションマネージャー（以下「CMr」という。）が、調整を行う。
- ２ 発注者及びCMrが行う調整に対し、設計者及び工事施工予定者（技術協力者）は、真摯に対応し、協力する。
- ３ 発注者、設計者、工事施工予定者（技術協力者）は、本協定の目的を達成するうえで採用すべき高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」、「コストを上げないで品質を向上させる」）等による提案（以下「減額提案」という。）の技術的課題、経済的課題を検討するため、（仮称）国際センター駅北地区複合施設新築電気設備工事実施設計技術協力協議会（以下「三者協議会」という。）を設置する。なお、三者協議会とは、発注者、設計者、工事施工予定者（技術協力者）の三者により組織されるもので、本プロポーザル、実施設計時に工事施工予定者（技術協力者）から提案される高度な技術提案、減額提案、施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。
- ４ 第１項に規定する調整は、発注者が主催する三者協議会において、発注者及びCMrが、設計者及び工事施工予定者（技術協力者）からの意見を踏まえた上で、関係者間の調整を行う。

（三者協議会の役割、責任）

第３条 三者協議会の役割、責任は「役割分担表（別紙３－２）」による。

- ２ 完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、工事施工予定者（技術協力者）から提案され発注者により採用された技術提案及び減額提案を実施設計に反映させる等のため、工事施工予定者（技術協力者）が計画通知上のその他の設計者となった場合は、工事施工予定者（技術協力者）も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

(実施設計段階における技術協力等)

第4条 工事施工予定者（技術協力者）は、本協定の目的を達成するため、本プロポーザル時において提案された技術提案及び減額提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザル時において工事施工予定者（技術協力者）から提案され発注者により採用された技術提案及び減額提案だけでなく、実施設計段階における工事施工予定者（技術協力者）からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なる技術的提案及び経済的提案を行い、協議の上合意した工事費（以下「協議基準額」という。）以内での工事請負契約締結の実現に向けて実施設計業務を行うものとする。

(協議基準額)

第5条 本工事における発注者と工事施工予定者（技術協力者）において協議した工事金額である協議基準額金額は、金●●●●●●●●●●円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(有効期間)

第6条 本協定は、本協定締結の日から工事請負契約締結日の前日又は価格等の交渉の不成立が確定する日まで有効とする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、設計者及び工事施工予定者（技術協力者）が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、発注者、設計者、工事施工予定者（技術協力者）が記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者

仙台市

仙台市長

設計者

東京都

株式会社藤本壮介建築設計事務所

代表取締役

工事施工予定者（技術協力者）

○○○○